

# 大館市農業委員会総会議事録

令和4年9月13日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和4年9月13日（火）午後2時00分 開会		
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室		
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	鳥潟 克次		
		次 長	宮崎 直人		
		係 長	佐々木信成		
6. 議事録署名委員	2番	石山 元一	17番	虻川 マキ子	
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 18 号	農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について
議案第 36 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 37 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 38 号	非農地証明願に対する処分について
議案第 39 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)
議案第 40 号	農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
議案第 41 号	大館農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 2 番 石山元一 委員、議席番号 17 番 虻川マキ子 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告（8 月総会～9 月総会）について
- ・報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 18 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

**議長**

ないようですので、承認するものといたします。

**議長**

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 36 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

6 ページをお開き願います。

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

7 ページをお開き願います。

内訳は、No.49～No.51 までの 3 件で、地目は田が 1,423 m<sup>2</sup>、畑が 1,746 m<sup>2</sup>で、面積合計は 3,169 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

議案第 36 号 No.49～51 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 36 号 No.49～51 について、原案のとおり決し  
てご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 37 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の  
送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

8 ページをお開き願います。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付に  
ついて

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が  
あったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め  
る。

令和 4 年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

9 ページをお開き願います。

内訳は、No.19～No.24 の 6 件で、地目はNo.19～No.21 及びNo.24 が田で 3,516  
㎡、No.22 とNo.23 が畑で 767 ㎡、面積合計 4,283 ㎡であります。  
No.19 は分譲宅地、No.20～No.22 までが一般住宅、No.23 とNo.24 が駐車場を整備  
しようとするものです。

最初にNo.19 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明い  
たします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであり  
ますが、申請地は、有浦一丁目の大館市北地区コミュニティーセンターの北  
側に位置する第 1 種住宅地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)

のエの(ア)の b の(c) (都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていること) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.19 の位置図及び配置図は、11、12 ページに記載してあります。

次にNo.20、21 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、国道 103 号を鹿角方面に進み、猿間の交差点から 420m 先で左折し 100 メートル進んだ右側に位置する、用途地域指定なしの第 1 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のイの(イ)の c の(e)に該当します。また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.20、21 の位置図及び配置図は、13、14 ページに記載のとおりであります。

次にNo.22、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は国道 285 号の笹館交差点から県道桂瀬笹館線に入り、大巻集落 2 つ目の交差点を左折し、20m 進んだ右側に位置する用途地域指定なしの第 1 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のイの(イ)の c の(e)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.22 の位置図及び配置図は、15. 16 ページに記載のとおりであります。

次にNo.23、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたし

ます。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は国道7号から市道根下戸餅田線を330m進み、右折し150m進んだ右側に位置する用途地域指定なしの第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)の(ア)で生産性の低い農地に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.23の位置図及び配置図は、17.18ページに記載のとおりであります。

次にNo.24、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は田中橋から市道四羽出五輪岱沼田線を580m進んだ左側に位置する用途地域指定なしの第1種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で集落に接続する農地に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.24の位置図及び配置図は、19、20ページに記載のとおりであります。

## 議長

議案第37号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果をNo.19～No.22は議席番号11番の小畑美恵子委員より、No.23、No.24については議席番号12番の富樫英悦委員よりご報告願います。



## 11 番（小畑委員）

11 番の小畑美恵子です。

議案第 37 号について、去る 8 月 30 日に 富樫英悦 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.19 についてであります。申請地は 11 ページの位置図になります。

この場所は、大館市北地区コミュニティーセンターの北側にある農地で、現在は枝豆を耕作していました。

12 ページの配置図にありますように、住宅分譲用地として土地造成を行うものであります。

転用にあたっては、0.9m盛土して南側の市道にレベルを合わせて造成を行い、北側水路との間には安定勾配で法面整形を行い、張芝工を施す計画であり、西側、東側には既存のコンクリート擁壁があるため、土砂等の流出もありません。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

次に、No.20、21 であります。申請地は 13 ページの位置図になります。

この場所は、国道 103 号を鹿角方向に進行し、猿間の交差点から 420m 先で左折し市道 猿間線を 100m ほど進んだ右側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

14 ページの配置図にありますように、子供の成長に伴い農地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたっては、0.5m盛土をして市道にレベルを合わせて造成を行い、北東側の水路側溝や南側の隣地境界の間には安定勾配で法面整形を行い、0.3mの緩衛地を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は敷地に 0.1mの傾斜をつけ市道側溝へ放流し、汚水や生活雑排水は、集落排水へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

つづいて、No.22 であります。申請地は 15 ページの位置図になります。

この場所は、県道 桂瀬笹館線を大巻集落方向に進行し、大巻集落の 2 個目の交差点を左折し 20m ほど進んだ右側の宅地の奥の農地で、現在は畑として利活用されていました。

16 ページの配置図にありますように、子供の成長に伴い農地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたっては、北側隣接土地 11 番の一部を通路として使用することの同意を得ており、南側の 23 番 3 の宅地と一体利用し 0.3m 盛土をして北側の宅地の高さに合わせ整地を行います。南側、西側には既存のコンクリート塀があり、東側は L 型擁壁を設置して、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置して排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 12 番（富樫委員）

12 番の富樫英悦です。

議案第 37 号について、現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、No.23 であります。申請地は 17 ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号から市道 根下戸餅田線に入り 330m 南方向へ進んだ先で右折し、150m 進んだ右側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

18 ページの配置図にありますように、車の駐車・U ターン敷地、雪の処理スペースが狭い状況であるため、隣地である農地を購入して駐車場にしようとするものです。

転用にあたっては、1.2m 盛土をして南側の道路の高さに合わせ造成を行い、北側、西側、東側には、安定勾配で法面整形し張芝工を行い、2.0m の緩衝地を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、駐車場で使用するため、汚水や生活雑排水は、無いことから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に No.24 であります。申請地は 19 ページの位置図になります。

この場所は、田中橋から市道 四羽出五輪岱沼田線を南方向に 580m進んだ左側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

20 ページの配置図にありますように、四羽出集落の墓地には駐車場がなく利用者が苦慮していることから、隣地である農地を譲り受けて駐車場にしようとするものです。

転用にあたっては、0.5m盛土をして西側の市道の高さに合わせ造成を行います。一体利用する東側の原野は、申請地より高くなっており、南側には、L型擁壁を設置して土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、駐車場で使用するため、汚水や生活雑排水は、無く、転用完了後は、墓地敷地として市へ寄付することになっていることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

先に、「No.24」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑純市 委員は退席願います。

(6 番 小畑純市 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「No.24」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議席番号 6 番 小畑純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑純市 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、No.19～23 について審議します、何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 37 号のNo.19～23 について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

### 議長

次に、議案第 38 号『非農地証明願に対する処分について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

21 ページをお開き願います。

議案第 38 号 非農地証明願に対する処分について

次のとおり、非農地証明願があったので、これの処分（農地法第 2 条の規定による農地又は採草放牧地であるか否か）について意見を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、22 ページのNo.1 の 1 件で、地目は田で、面積の合計は 931 m<sup>2</sup>となっております。

当該箇所は国道 7 号から市道早口線に入り、中仕田地区の先にあり、仮戸の沢橋から 100m 進んだ左側にある農地で、くぼ地にあり、耕作不便のため昭和 57 年以降耕作していない状態のため非農地願いが出されたものであります。

本件は、大館市非農地証明処理基準の第 3 条第 1 項第 3 号（その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく

困難な場合)に該当するため、非農地となるものと考えます。

申請地の位置図は 23 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 12 番の 富樫英悦 委員よりご報告願います。

### 12 番 (富樫委員)

12 番の富樫英悦です。

議案第 38 号、No.1 について現地の状況を報告いたします。

申請地は 23 ページの位置図にありますように、国道 7 号を鷹巣方面に向かい、早口橋を渡ってすぐに右折し市道早口線に入り、中仕田地区先の仮戸の沢橋から 100m 進んだ左側の農地になります。

この場所は、くぼ地に所在しているため農道が急こう配で農業機械の出入が不便な所でした。耕作不便のため昭和 57 年以降、40 年以上耕作がされていないらしく、現況も森林の様態をていしておりました。

また、隣接する農地も耕作がされておらず、今後、継続して営農することも困難であると見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 議長

ただいま、富樫英悦 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 38 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 16 番 (菅原和久 委員)

この申請は、本人からの申請ですか。

## 事務局

本人からの申請です。

## 議長

ほかにはないようですので、議案第 38 号について原案どおり決してご異議

ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり非農地相当と決することといたします。

## 議長

次に、議案第 39 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

24 ページをお開き願います。

議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 9 月 13 提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

25 ページをお開き願います。

令和 4 年度農用地利用集積計画（第 6 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 299 から新 - 309 までの 11 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 5 年が 1 件、10 年が 10 件で、地目は田で 133,995 m<sup>2</sup>、畑で 1,055 m<sup>2</sup>、面積合計が 135,050 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認

をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

議案第 39 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 議長

議案第 39 号 新-299～308 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 39 号 新-299～308 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

### 議長

次に、新-309 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑純市 委員は退席願ひます。

(6 番 小畑純市 委員 退席 )

### 議長

何かご意見ご質問ございませんか。

### 議長

ないようですので、新-309 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 6 番 小畑純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑純市 委員 入室し着席 )

## 議長

次に、議案第 40 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

26 ページをお開き願います。

議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

27 ページには、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 6 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-5 と所-6 の 2 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するもので、地目はすべて田で、面積合計は 14,407 m<sup>2</sup>となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 40 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 40 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～



## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 41 号『大館農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

28 ページをお開き願います。

議案第 41 号 大館農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について  
農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項で準用する同条第 1 項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 4 年 9 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 29 ページの大館農業振興地域整備計画変更概要の案件番号 1 であります。

位置図は、31 ページになります。

申請する土地の現況地目は田で、筆数は 2 筆、面積合計は、967 m<sup>2</sup>です。  
計画変更の目的ですが、周辺道路の拡幅、及び駐車場として農地所有者が譲渡するため農用地区域から除外しようとするものです。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 41 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

暫時休憩します。

(休 憩)

## 議長

再開します。

ご意見ご質問等ないようですので、議案第 41 号について原案のとおり決し  
てご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長・当面の行事日程について説明する**

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**議長**

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

**議長**

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 13 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 9 月 13 日

議 長

---

議事録署名委員 2 番

---

議事録署名委員 17 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第36号 No.49	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市板沢字甲上野・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 東京都足立区新田1丁目・・・
		氏名 ○○○○
	譲受(借)人	住所 大館市板沢字乙上野・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月3日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第36号 No.50		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山田字上山伏沢・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月3日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第36号 No.51	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字下岩瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		北秋田市綴子字東館・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字稲荷沢・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行なっており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月2日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)